

内 訳 書

- 1 件 名 大型特殊鉄蓋購入
- 2 納入場所 酒匂水再生センター(小田原市西酒匂一丁目1番54号)
- 3 納入期限 令和6年3月11日
- 4 品名・数量・仕様

品名	規格等	数量	単位	備考
大型特殊鉄蓋	750×3840 不法開放防止鍵付 流域下水道マーク 耐荷重200kN以上	1	組	
計				

大型特殊鉄蓋仕様書

公益財団法人 神奈川県下水道公社

1. 適用範囲

この仕様書は、公益財団法人 神奈川県下水道公社が酒匂川流域下水道において使用する大型特殊鉄蓋に適用します。

2. 製品構造及び寸法

- (1) 鉄蓋の内径寸法は、750 mm×3840 mmとします。
- (2) 耐荷重は、既設のものと同等とします。(既設：グレーチング T20)
- (3) 蓋は、がたつき・はね上がりの起こらない構造とし、砂詰り等により蓋が固着せず容易に開閉ができるものとします。
- (4) 蓋と受枠とを分離させて施工するため、蓋と受枠の接触面は機械加工しなくても互換性をもつ構造であるものとします。
- (5) 蓋は、不法開放防止のため、ロック付構造とし、開閉器具にてロックの解除と蓋の開閉操作が可能であるものとします。また、開閉器具については、現在公益財団法人神奈川県下水道公社で使用しているものと同等のものまたは、専用の器具を用意してください。
- (6) 蓋の表面には、神奈川県流域下水道事務所 酒匂川流域下水道マーク(別図－①)を鋳出し表示するものとします。

3. 製作及び表示

製品には、製造業者の責任表示として、蓋裏面に製造業者マーク又は略号、材質記号及び製造年〔西暦〕を鋳出し表示するものとします。

4. 塗 装

塗装は製品の内外面を清掃した後、乾燥がすみやかで、密着性に富み、防食性及び耐候性に優れた塗料で塗装しなければなりません。

5. 品質検査

本項の各検査は、当該仕様書に基づき製作された製品から3組を抜取り、その内1組について検査を行ってください。また、本公社が認めた場合には、立会い検査を省略することができます。

5－1 製品検査

5－1－1 外観検査

外観検査は、塗装完成品で行い有害な傷がなく、外観が良くなくてはなりません。

5－1－2 寸法検査

寸法検査は、検査図面に基づいて行うこととします。

寸法公差は、特別に指示のない場合、鋳放し寸法については J I S B 0 4 0 3 (鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式)の鋳造品寸法公差の C T 1 1 (肉厚は C T 1 2)を適用し、削り加工寸法については J I S B 0 4 0 5 (普通公差―第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差)の m (中級)を適用します。

単位：mm

鋳 造 加 工 (JIS B 0403)						
長 さ の 許 容 差						
寸法の区分	10 以下	10 を超え 16 以下	16 を超え 25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 63 以下	63 を超え 100 以下
CT11	±1.4	±1.5	±1.6	±1.8	±2.0	±2.2
寸法の区分	100 を超え 160 以下	160 を超え 250 以下	250 を超え 400 以下	400 を超え 630 以下	630 を超え 1000 以下	1000 を超え 1600 以下
CT11	±2.5	±2.8	±3.1	±3.5	±4.0	±4.5
肉 厚 の 許 容 差						
寸法の区分	10 以下	10 を超え 16 以下	16 を超え 25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 63 以下	
CT12	±2.1	±2.2	±2.3	±2.5	±2.8	
削 り 加 工 (JIS B 0405)						
寸法の区分	0.5 以上 6 以下	6 を超え 30 以下	30 を超え 120 以下	120 を超え 400 以下	400 を超え 1000 以下	
m(中級)	±0.1	±0.2	±0.3	±0.5	±0.8	

5－1－3 機能検査

機能検査は、専用開閉工具を使用して、蓋の開閉状況を確認することとします。

5－1－4 荷重検査

荷重検査は、別図－②のように蓋と受枠を組合せ、がたつきがないように試験機定盤上に載せ、中心に良質の 6mm のゴム板を載せ、更にその上に長さ 500mm、幅 200mm、厚さ 50mm の鉄製載荷板を置きます。この箇所に、試験荷重を鉛直方向に一樣な速さで加えた時に製品に亀裂、破損等の異常があってはなりません。

試験荷重 (kN)
200 以上

5－2 材質検査

この検査は、蓋及び受枠について Y ブロックより採取した試験片によって行うこととします。

5－2－1 引張り、伸び検査

この検査は、J I S Z 2 2 4 1 (金属材料引張試験方法)の 4 号試験片を別図－③に

示す指定位置より採取し、別図－③に示す寸法に仕上げた後、引張強さ及び伸びの測定を行うこととします。

検査基準は、次表の通りで、この値に適合しなければなりません。

区 分	引張強さ (N/mm ²)	伸び (%)
蓋	600 以上	8～15
受 枠	600 以上	8～15

5－2－2 硬さ検査

この検査は、別図－③の指定位置より採取した試験片にて行うこととします。

検査方法は、J I S Z 2 2 4 3 (ブリネル硬さ試験方法)に基づき、硬さの測定を行うこととします。

検査基準は、次表の通りで、この値に適合しなければなりません。

区 分	ブリネル硬さ HBW 10/3000
蓋	210 以上
受 枠	210 以上

5－2－3 黒鉛球状化率判定検査

この検査は、別図－③の指定位置より採取した試験片にて行うこととします。

検査方法は、J I S G 5 5 0 2 の黒鉛球状化率判定試験に基づいて、黒鉛球状化率を判定することとします。

検査基準は、次表の通りで、この値に適合しなければなりません。

区 分	黒鉛球状化率 (%)
蓋	80 以上
受 枠	80 以上

6. 再 検 査

上記各項目の検査のいずれかにおいて規定値を満足しない場合は、その項目について再検査を行ってください。

再検査に使用する供試体は、Yブロックについては予備に鑄造した残り2個を、製品については、抜き取った残り2個を使用します。但し、再検査項目については、2個又は2組共に合格しなければなりません。

7. 納入後の検査、及びこれに付随する措置

納入後といえども神奈川県下水道公社職員が再検査の必要があると認めた場合は、納入した製品中より適時抜取り検査を行うことがあります。この場合の検査は、必要とする項目について行うが、この検査に使用した製品の中、明確に材質、及び構造に起因する破損、異常が認められた場合は、納入業者は速やかに無償を以て代替品を納入し

なければなりません。

8. 産業財産権の問題

製品に関する産業財産権の問題が生じたときには、納入業者がすべて処置するもの
とします。

9. 検査費用

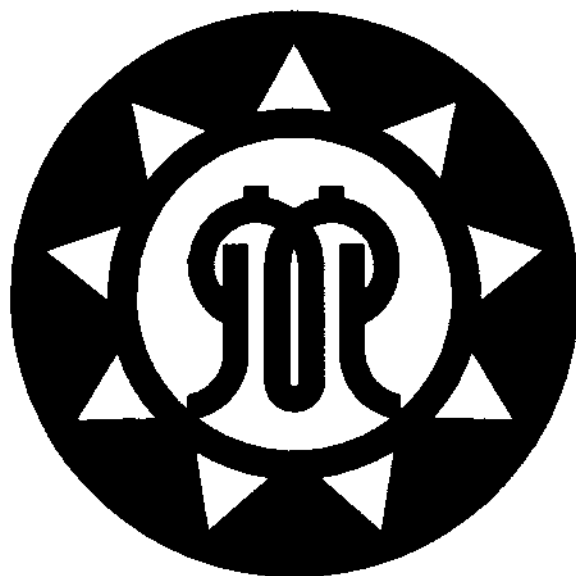
検査に供する製品及び検査費用については、製造業者の負担とします。

10. 疑 義

以上の事項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとします。

別図一①

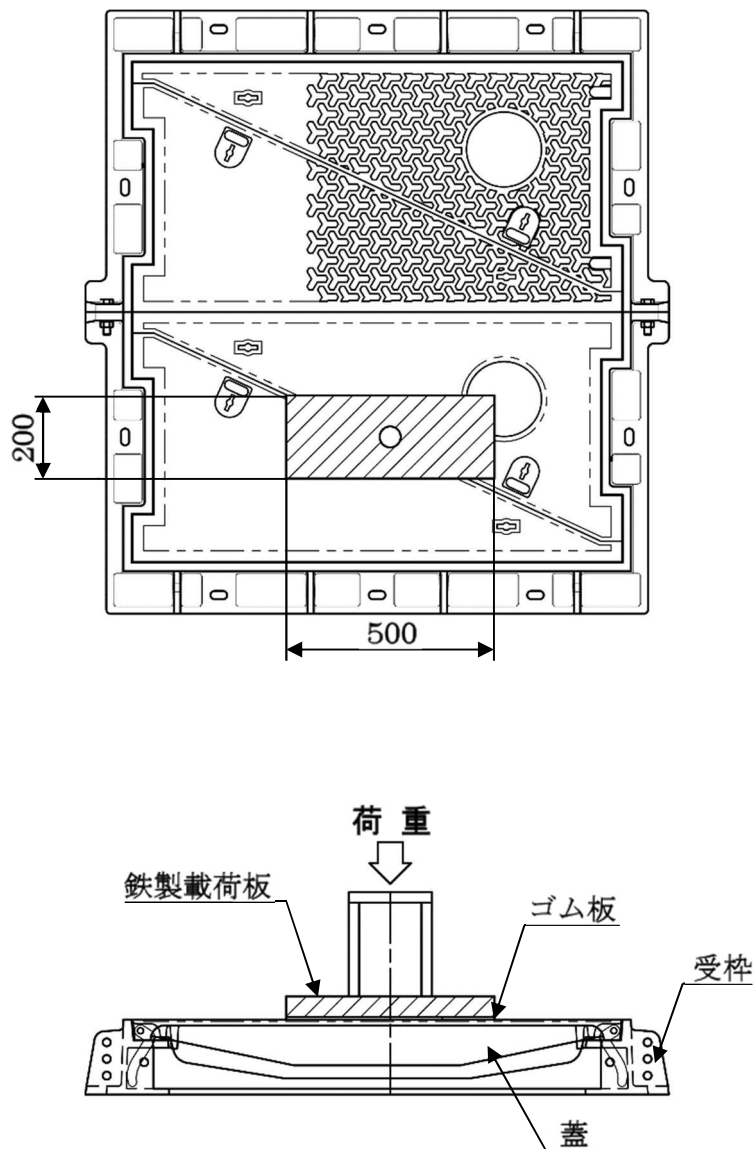
神奈川県流域下水道事務所
酒匂川流域下水道マーク



別図－②

荷 重 試 験 要 領 図

(単位：mm)

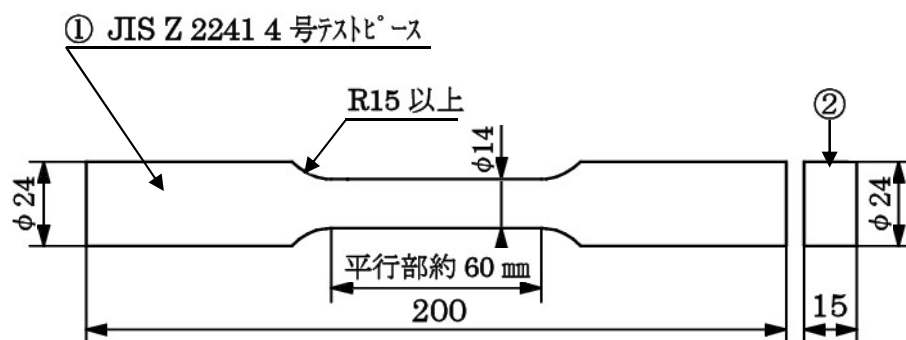
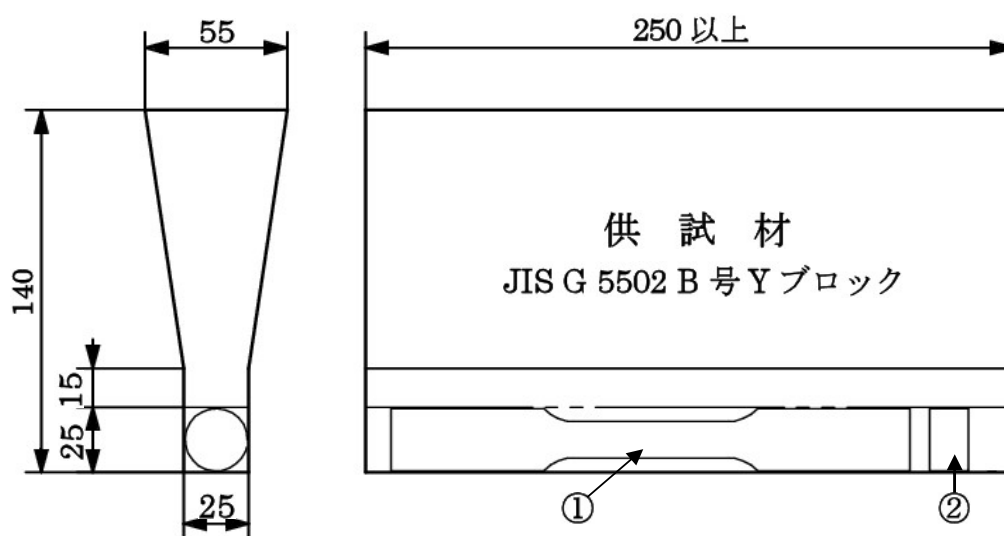


注) 本要領図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではありません。

別図－③

Yブロック検査の試験片採取位置

(単位 mm)



①引張試験片 ②硬さ試験片・黒鉛球状化率判定試験片